

鳥取市学校働き方改革推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 鳥取市立小・中・義務教育学校に勤務する職員の、今後の学校における働き方について検討、協議するため、鳥取市学校働き方改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 教職員の勤務の現状と問題点及び課題
- (2) 今後の教職員の働き方
- (3) その他必要な事項

(報告)

第3条 委員会は、前条に掲げる事項の検討結果について、教育委員会教育長へ報告を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員8名で組織する。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員会の委員は、別表のとおりとする。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役職等	人 数
鳥取市自治連合会代表	1名
鳥取市公民館連合会代表	1名
鳥取市小学校PTA連合会代表	1名
鳥取市中学校PTA連合会代表	1名
地域学校協働活動推進員	2名
鳥取市小学校長会代表	1名
鳥取市中学校長会代表	1名
学校事務共同実施連絡協議会代表	1名
学識経験者	1名